

第 2 期
柏原市下水道施設包括的管理業務

モニタリング基本計画

令和 6 年

柏原市 上下水道部 下水工務課

このモニタリング基本計画は、柏原市上下水道部下水工務課（以下「本市」という。）が実施する第２期柏原市下水道施設包括的管理業務（以下「本業務」という。）の履行状況を確認するために実施するモニタリングの基本的事項を取りまとめたものであり、受託者は、本モニタリング基本計画に基づいてモニタリングを適正に実施しなければならない。そのため、モニタリング基本計画は本プロポーザルに係る以下の書類と一体となすもの（以下「プロポーザル実施要領等」という。）とし、プロポーザルの参加者に配布するものである。

- ①第２期柏原市下水道施設包括的管理業務 プロポーザル実施要領
- ②第２期柏原市下水道施設包括的管理業務 要求水準書
- ③第２期柏原市下水道施設包括的管理業務 要求水準書 別紙
- ④第２期柏原市下水道施設包括的管理業務 審査要領
- ⑤第２期柏原市下水道施設包括的管理業務 提出書類作成要領及び様式集
- ⑥第２期柏原市下水道施設包括的管理業務 基本契約書（案）
- ⑦上記に関する質問回答書

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目 次

1	総論	1
1-1	モニタリング基本計画の目的と位置付け	1
1-2	モニタリング実施計画書	1
1-3	モニタリングの体制	1
1-4	モニタリングの対象業務	2
1-5	モニタリングの費用負担	3
1-6	モニタリング実施計画書の変更	3
1-7	モニタリング結果の公表	3
2	モニタリングの実施方法	4
2-1	モニタリングの基本的な考え方	4
2-2	モニタリング方法	6
2-3	本業務の履行状況、要求水準等の達成状況等が芳しくないときの措置	7

(用語の定義)

本業務 : 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務をいう。

本市 : 柏原市をいう。

受託者 : 本市と事業契約を締結し、本業務を実施する者をいう。

1 総論

1-1 モニタリング基本計画の目的と位置付け

モニタリング基本計画は、受託者が行うセルフモニタリングにおいて、実施方法の他、本業務の要求水準等の達成状況等を確認するための基本的な事項を示したものであり、受託者は、本モニタリング基本計画に基づき、モニタリング実施計画を策定し、セルフモニタリングを行う。また、本モニタリング基本計画には、本市が受託者のセルフモニタリング結果を検証するために行うモニタリングについての基本事項を合わせて示している。

1-2 モニタリング実施計画書

受託者は、モニタリング基本計画に基づき、本市と協議を行い、受託者が実施するセルフモニタリングのモニタリング実施計画書を策定する。また、作成したモニタリング実施計画書は、本市から承認を受けた上で確定すること。なお、モニタリング実施計画書で定める事項は以下のとおりとする。

- ①モニタリングを行う体制
- ②モニタリングの対象業務
- ③モニタリングの対象となる提案事項
- ④モニタリングの方法
- ⑤モニタリング実施フロー
- ⑥モニタリングを行う時期
- ⑦モニタリングの内容
- ⑧行政モニタリングの様式
- ⑨セルフモニタリングの様式
- ⑩モニタリング（履行評価）に関する評価基準等※
- ⑪モニタリング結果が芳しくない場合の措置

※「下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル(案) 2019年3」P.111～128 参照

1-3 モニタリングの体制

モニタリングは、受託者によるセルフモニタリングと本市によるモニタリングにおいて、本業務の履行状況や要求水準等の達成状況を確認する。

(1) 受託者によるセルフモニタリング

受託者は、本業務の履行状況が要求水準等を達成しているかを確認するため、自ら策定したモニタリング実施計画書に基づいてセルフモニタリングを行う。

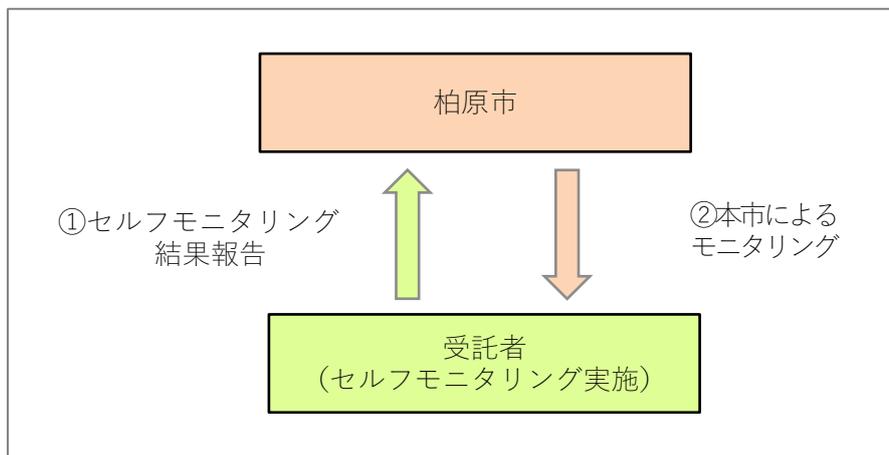
(2) 本市によるモニタリング

本市は、受託者のセルフモニタリングの結果及び『要求水準書 別紙【別紙3業務期間中の提出書類】』で提出された全体業務計画書等をもとに本業務の履行状況についてモニタリングを行う。なお、本市が必要と判断した場合は、現場確認を行うものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(3) 会議体による確認及び改善事項等

受託者と本市は、会議体を持ち、双方のモニタリング結果から、課題や改善事項等を確認する。課題や改善事項が認められた場合、本市は、受託者に指示し、受託者は、これらの改善等を図るものとする。

モニタリング体制



1-4 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、以下のとおりとする。

(1) 統括管理業務

- ①一元管理業務
- ②セルフモニタリング
- ③改善提案

(2) 日常的管理保全

- ①住民対応等業務
- ②定期清掃業務
- ③緊急清掃業務
- ④緊急修繕業務

(3) 計画的 management 保全

- ①点検調査業務
- ②マンホール蓋改築業務
- ③不明水調査業務

(4) 計画策定

- ①ストックマネジメント計画策定業務
- ②不明水対策計画策定業務

(5) 災害予防

- ①警戒巡視業務
- ②土嚢作成等業務

1-5 モニタリングの費用負担

受託者が行うセルフモニタリングに要する費用は、受託者の負担とし、本市が行うモニタリングに要する費用は、本市が負担する。なお、会議体に要する費用については、受託者と本市は協議により応分の負担を決定する。

1-6 モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、以下の事由が生じた場合、変更するものとする。

- ①契約内容が変更された場合
- ②要求水準書が変更された場合
- ③その他、本業務内容の変更が特に必要と認められた場合

1-7 モニタリング結果の公表

本市のモニタリング結果については、必要に応じて本市ホームページにおいて公表する場合がある。受託者は、本市の公表に協力するものとする。

2 モニタリングの実施方法

2-1 モニタリングの基本的な考え方

受託者は、『1-4モニタリングの対象業務』を総合的に検証できるようにモニタリングを行う。なお、モニタリングに当たっての手順等を以下に示す。

- ① 受託者は、各業務着手前にセルフモニタリング様式を作成し、本市へ提出する。
- ② 受託者は、全体業務計画書その他各種提出書類を基準に、業務を適正に実施しているか、維持管理状況が要求水準を満たしているかを確認し、①のセルフモニタリング様式に記入する。
- ③ ②で作成したセルフモニタリング様式を取りまとめ、セルフモニタリング報告書として本市に提出する。
- ④ 本市は、全体業務計画書その他各種提出書類を基準に、セルフモニタリング報告書を確認し、要求水準等の達成状況を把握する。
- ⑤ ④の結果、本市が必要と認めた場合、受託者と現場確認を行う。
- ⑥ 受託者と本市は、会議体において、双方のモニタリング結果を確認するとともに、本業務の課題及び改善点等の洗い出しを行う。
- ⑦ ⑥の結果、本業務の履行状況、要求水準の達成状況等が芳しくなかったとき、本市は受託者に対し是正を求める。

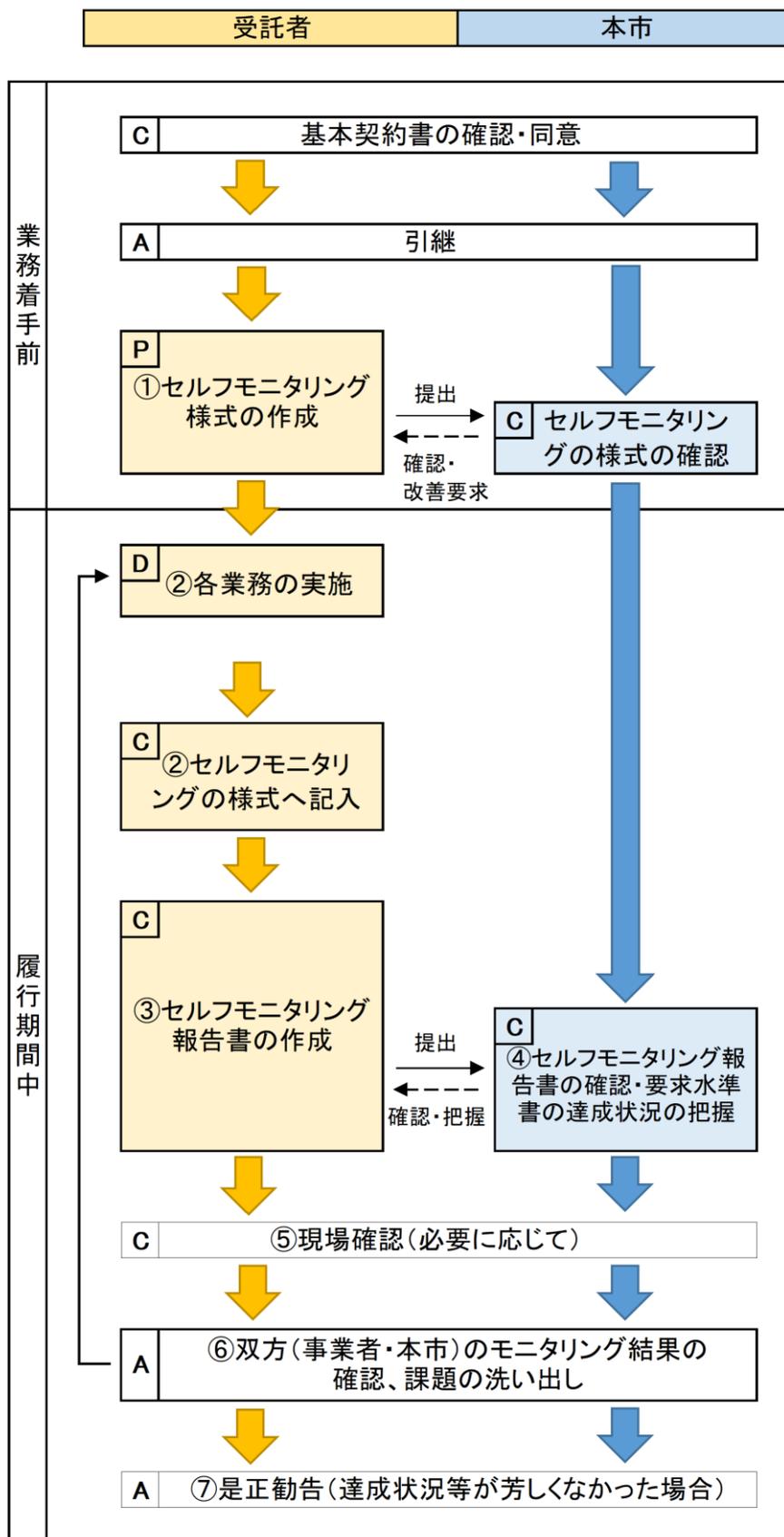


図1 本業務のモニタリング基本フロー

2-2 モニタリング方法

モニタリング方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。

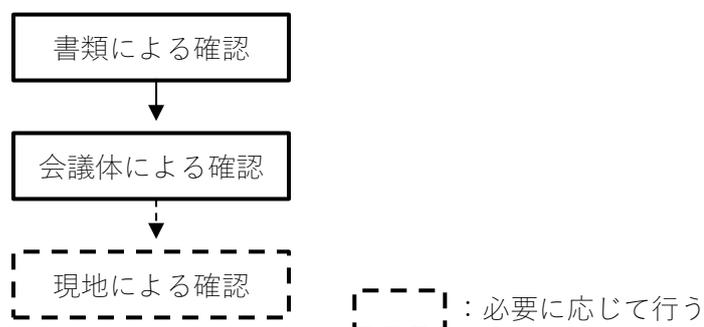


図2 モニタリング方法

(1) 書類による確認

受託者は、本市が本業務の履行状況を確認するため、モニタリングに必要となる次の書類を提出しなければならない。

提出書類

提出書類	概要	頻度
全体業務計画書	本業務全体における基本的事項や実施体制、スケジュール等を把握できる業務計画書	1回/5年
年間業務計画書	当該年度の各業務の実施体制、実施計画等を把握できる業務計画書	1回/年
月間業務計画書	年間業務計画書の内容に準じ、当該月の作業内容、スケジュール等を把握できる業務計画書	毎月
週間工程表	当該週の作業内容と翌週の作業予定を記載した工程表	1回/週
月間業務報告書	当該月の各業務の実施状況や作業日報等をまとめた業務報告書	毎月
年間業務報告書	当該年度における各業務の業務報告書	1回/年
業務打合せ簿	打合せ事項を記載した書類	都度
モニタリング実施計画書（様式含む）	受託者のセルフモニタリングの基本的な事項（実施方法の他、本業務の要求水準等の達成状況の確認方法など）示した実施計画書（全体業務計画書の一部）	1回/5年
セルフモニタリング報告書	セルフモニタリングの確認内容、評価結果等を記載した報告書（実施月の月間業務報告書に添付）	1回/3か月
業務改善提案書	課題についての対策立案と改善提案を記載した書類	1回/年

(2) 会議体による確認

受託者は本市と会議体を以下のとおり設置する。受託者と本市はこれらの会議体の開催を通じて、業務の履行状況、要求水準の達成状況、課題及びその改善点等を確認し、対応方針について協議を行う。なお、必要に応じて臨時のモニタリング会議を開催することができる。また、本市がモニタリングを行う際、別途業務の履行状況等の説明を必要とした場合、受託者は協力するものとする。

会議体

会議体名	概要	頻度
定例会	受託者と本市がそれぞれ行ったモニタリング結果を報告し、本業務の履行状況、要求水準の達成状況を確認、課題や改善点等について協議を行う会議	1回/3か月
年度業務報告会	業務の結果、次年度事業計画等の報告・確認を行う会議	1回/年

(3) 現地による確認

モニタリング（書類の確認及び会議体の開催等）の結果、本市が必要と判断した場合、又は受託者が現地確認を要請した場合、本市は現地確認を行うものとする。その場合、受託者は本市の現場確認に協力するものとする。

2-3 本業務の履行状況、要求水準等の達成状況等が芳しくないときの措置

本市は、モニタリングの結果、本業務の履行状況、要求水準の達成状況が芳しくないと確認したときは、受託者に対して書面による是正を求め、是正が認められない場合は、受託者に対して減額又は契約の解除の措置を行うことができる。

以下に、受託者に対する本市の措置及び措置内容等の案を示す。

【① 是正指導】：遅延、要求水準未達等が認められたとき

措置内容：口頭又は文書による指導

【② 是正指示】：①是正指導の結果、是正が認められないとき

措置内容：本市から是正計画書の提出を指示

：受託者は対策と期日を記載した是正計画書を提出

【③ 警告】：②是正指示の結果、是正が認められないとき

措置内容：本市から是正期日を記載した文書により警告

：受託者は対策と期日を記載した是正計画書を提出

【④ 減額又は契約の解除】：④警告の結果、是正が認められないとき

措置内容：履行状況と照らして当該業務の年度協定で定めた委託料の減額

：業務履行に重大な問題が生じた場合は契約の解除